

西宮市立子育て総合センターの研修室1、研修室2及び多目的室の利用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 西宮市立子育て総合センター条例施行規則（平成19年西宮市規則第1号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、西宮市立子育て総合センター（以下「センター」という。）の研修室1、研修室2及び多目的室（以下「研修室等」という。）の利用に関する取り扱いを定める。

(利用申込)

第2条 規則第5条第1項に規定するものが、研修室等を利用しようとするときは、事前にセンターに申し込みをしなければならない。なお、同項第1号に規定するもの（以下「登録サークル」という。）が研修室を利用するときは、研修室利用申込書（様式第1号）を事前にセンターに提出しなければならない。

2 前項の登録サークルによる申込受付は、利用しようとする日の前月の最初のセンターの開館日（土曜日及び日曜日を除く、以下同じ。）から行うものとし、以後センターの開館日に受け付ける。

(利用)

第3条 研修室等の利用は、原則としてセンターの開館時間内とする。ただし、各登録サークルによる利用については、別に定める午前・午後の時間帯とする。

2 各登録サークルによる利用回数は、前項に規定する時間帯をそれぞれ1回とし、月2回までとする。ただし、センターの運営に支障がないとセンター所長が認める場合はこの限りでない。

3 登録サークルが研修室を利用した時は、速やかに活動報告書（様式第2号）を提出すること。

(利用者の遵守事項)

第4条 研修室等の利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則として、授乳や水分補給のお茶等をのぞき、飲食を伴う研修室等の利用はできない。また、喫煙その他火気を使用しないこと。
- (2) センターを不潔にしないこと。
- (3) 騒音、放歌、暴力その他他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (5) 許可なくビラ、ポスターその他の広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (6) 宗教、政治及び営利活動を行わないこと。
- (7) その他市長の指示に従うこと。

(委 任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年6月15日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。